

死 亡 届

南部町森林組合定款第 12 条により上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

南部町森林組合 代表理事長

殿

死亡者	組合員であった方の氏名		生 年 月 日				死 亡 年 月 日			
	(フリガナ)		1 昭和	年	月	日	1 昭和	年	月	日
			2 平成				2 平成			
	届 出 住 所 〒				死亡時住 所 〒					
届 出 人	届 出 人 氏 名				死亡者との続柄			1. 夫 ・ 妻		
	(フリガナ)							2. 子		
								3. その他		
	郵便番号		住所 フリガナ							
			〒							
電 話 番 号										

※ 組合員であった方の死亡の事実を証する書類（死亡診断書又は死亡の記載のある戸籍抄本）を添付してください。

※ 届出人の身分証のコピーを添付してください。

定款第 10 条、12 条、及び森林組合法第 37 条、第 38 条、第 39 条を理解したうえでの提出になります(裏面をご覧ください)

南部町森林組合定款

(相続加入等)

第 10 条 死亡した組合員の相続人であって、組合員である資格を有するもの（相続人であって組合員である資格を有するものが数人あるときは、相続人の同意をもって選定された 1 人の相続人）が相続開始後 300 日以内にこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、相続開始の時に組合員になったものとみなす。この場合には、被相続人の持分についての権利義務を承継する。

② 被相続人である森林所有者の相続開始により、後継者が組合員の資格を喪失した場合であっても、相続開始後 300 日以内にこの組合に加入の申出をしたときは、相続開始の時に組合員になったものとみなす。

(届出義務)

第 12 条 組合員がその資格を失い、又は氏名若しくは名称、住所、組合員である法人の定款若しくは役員若しくは組合員である団体の規約若しくは役員の変更があったときは、直ちにその旨をこの組合に届け出なければならない。

森林組合法

(法定脱退)

第 37 条 組合員は、次に掲げる事由によって脱退する。

- 一 組合員である資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

(脱退者の持分の払戻し)

第 38 条 出資組合の組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度末におけるその出資組合の財産によって定める。

(時効)

第 39 条 前条第 1 項の規定による請求権は、脱退の時から 2 年間行わないときは、時効によって消滅する。